

第41回  
岐阜県国土利用計画審議会  
議事録

日時：平成22年2月3日(水)14:00～15:00

場所：議会西棟 第1会議室

【都市政策課土地計画調査担当課長補佐】

本日は、大変お忙しい中ご出席賜り、ありがとうございます。

ただいまから、第41回岐阜県国土利用計画審議会を開催いたします。

開会に当たりまして、都市建築部長の藤山からご挨拶申し上げます。

【都市建築部長】

(あいさつ)

【都市政策課土地計画調査担当課長補佐】

お手元にお配りしております委員名簿と配席図をもって、委員皆様方の紹介に替えさせていただきますたいと存じますが、この度、前任の委員の辞任に伴いまして、山本耕岐阜新聞編集局長に委員としてご就任いただきましたので、ご報告します。

それでは議事に入らせていただきますが、本日の審議会には、15名中10名と半数以上の委員にご出席いただいておりますので、審議会条例第5条第3項による定足数に達しております。よって、本審議会は成立していることをご報告いたします。

審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会長が議長となるとされておりますので、議事進行につきましては、会長にお願いします。

それでは、大野会長よろしく申し上げます。

【大野会長】

それでは、私が議事の進行を努めさせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

まずはじめに、「資料1」の「岐阜県国土利用計画審議会の会議の公開に関する取扱要綱」についてご報告します。

これは、前回12月8日に開催された第40回の審議会において、会議の公開等、審議会の運営に関し必要な事項を運営規程により定めたところですが、他の審議会に倣い会議の公開に関して必要な事項を定めるものです。

運営規程第4条により「運営規程に定めのない事項は会長が定める」こととなっており、本取扱要綱のとおり定めましたので、ご覧になっておいてください。

なお、岐阜県国土利用計画審議会運営規程第3条第1項において、審議会の議事録について会長及び会長が指名した委員2人が署名することとなっております。会長が指名する

委員として、河内委員と水野委員にお願いしたいのでよろしく申し上げます。

つづきまして、知事より諮問がなされております土地利用基本計画の変更案について審議に入ります。

事務局から説明願います。

【都市政策課土地計画調査担当】

(土地利用基本計画変更の案について説明)

【大野会長】

事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

【水野委員】

3つほど。まず、図面の作成基準日はいつか。

東海環状自動車道の関係で買収、測量に入っているところだが、今回の変更は、道路によるものが入っていて、細かいものまで入っているようなので、作成基準日によって数量が変わってくるのかなと思います。

次に、犀川の区画整理の中に農業地域を指定することになっているが、区画整理は本来宅地をつくるものなので、農業地域を指定することはどうなのか。

3つ目は3ページに「現況森林でなくなり、森林としての利用・保全を図る必要がないため」とあるが、行政の立場からすると森林の利用・保全上の必要がないために開発、転用を認めるというものではないか。

審議会の立場からするとどうなのか。逆なのではないか。

【都市政策課長】

まず1点目の作成基準日についてですが、高速道路に関しましては用地買収等が進んでいるところですが、実際に完成して現況が道路となったタイミングで抜く、完全に道路となってから森林地域から外すという扱いをしています。整備が進んでいる途中のものについては、含まれておりません。

2点目に行政界の変更による地域の変更でございますが、面積については差し引きで変更がないのですが、瑞穂市、大垣市それぞれの方針を踏まえて行っているところでございます。

また、区画整理するところが農業地域で良いのかという点でございますが、現在、市街化調整区域に地区計画を定め、区画整理を進めているところであり、後々は市街化区域に編入していくことが都市計画上想定されますが、今のところ、市街化区域を広げるといったところまで整理がついておりませんので、市街化調整区域であり、農業地域でもあるという形で農振法上でも規制をかけるという整理となっております。

土地利用基本計画は、いろいろな法律上の規制を調整していくというものでございまして、今回は、都市計画法、農振法上の規制をきかせるというものでございます。

3点目の森林からの転用の理由でございますが、現況が森林でないことを理由に森林としての利用・保全を図る必要がないという理由で除外するというのは、本末転倒ではないかといった意見でございましたが、森林の取扱いは難しいところございまして、運用では現況森林でなくなってから計画図を変える整理となっております。

つまり森林地域については、土地利用基本計画は現況を見てから計画を直すという順になっています。

それでは、変更の理由についての記載がこれで正しいのかという点につきましては、変更の順はこうですが、書き方として、もっと状況を反映した書き方があるのではないかとということでございますので、ここの部分については検討していきたいと思っております。

**【大野会長】**

ありがとうございました。

理由の記載のあり方については、後日事務局で考えていただくことでお願いします。他には。

**【河内委員】**

20番のスノーモービルランドについては、新たに作ったところなのか、広げたところなのか。

**【都市政策課土地計画調査担当】**

新たに作ったわけでも、広げたわけでもありません。

**【都市政策課長】**

森林の取り扱いについては、難しいと先ほど申し上げたところですが、森林は現況を見

た後で変更しております。

今回の変更は、飛騨、高山の森林域が多いのですが、岐阜県は広いので、森林部局で順々に森林でないところがあるかを確認して外しているところがございます。

そういったことで、今回の見直しで前々からスキー場があったところについても、除外することになったという事でございます。

【河内委員】

開発などには許可等が必要かと思われるが、許可はとられているのか。

【都市政策課長】

森林地域でございますので、森林法上で必要な許可はとられております。

【林政課森林調査担当】

森林法上、1ha以上の開発については、開発の許可が必要ですが、許可が必要のないところについては、伐採届を出せば伐採できるので、そういったところについては、写真を見て森林でなくなったことを確認して抜くことがあります。

【大野会長】

飛騨高山スキー場も同じ理由ということですね。

【都市政策課長】

はい。

【山本委員】

事業期間が書いてあるものと書いていないものがあるが、どういう区分けをしてあるのか。

【都市政策課土地計画調査担当課長補佐】

これにつきましては、10年以上前に開発が終了し、森林でなくなっているものでして、以前は把握の方法が図面だけであったものが、GISという上からの写真で見たら、こういったものがもれていて、土地利用基本計画上でも見直しがされていなかった。そのため、

現状と合うように直したものです。

【山本委員】

事業はその都度適正に行われているが、いつかはわからないということが。

【都市政策課長】

開発の時点で計画部局に情報が来て変更できているものと、古いものでこちらの計画部局で情報がないものがございます。

どちらも個別法の規制で必要な許可をとって開発等されているところではございますが、把握が遅れたものについては、正式にいつ許可が出されているかが書かれていないということでございます。

【山本委員】

時期は、不明だが適正に処理されており、許可が出されているということですね。

【都市政策課長】

どういった許可が出されているかは、あらためて各部局で調べることは可能でございますが、この図は規制状況の調整の図でございますので、あくまで現況森林でなければ計画図から抜くといった整理にさせていただきます。

【都市政策課土地計画調査担当課長補佐】

補足説明をさせていただきますと、空欄となっている案件の中には、過去に一回森林地域から抜いていますが、現在の写真で確認すると誤差があったということで、追加で除外しているものもあります。

【大野会長】

測定の技術も変わってきており、そういうところもあると聞いています。

森林については、件数が多いので、勝手に開発したのではないかとわかってしまうのですが、個別法に基づき手続きはとられている。現在の測定法できちんと測定すると誤差も出てくるという事でよろしいですか。

【都市政策課長】

はい。森林地域については、森林法で守られております。

【大野会長】

そのほか何かご意見は。よろしいようでしたら、質疑を終了させていただきます。

それでは、いろいろご意見ありましたが、この案が適当かどうかお諮りしたいと思いません。

この案が適当であることを答申してよろしいでしょうか。

【委員】

(異議なし)

【大野会長】

それでは、本日付で答申させていただきます。

土地利用基本計画変更案について、了承いただきました。

以上で事務局にお返しします。

【都市政策課長】

本日はお忙しいところ、貴重なご意見、ありがとうございました。

本日了解をいただいたということでございますので、土地利用基本計画の変更作業を進めさせていただきたいと思えます。

また、いただきました意見につきましては、今後の土地行政に活かしてまいりたいと思っております。

今後の進め方といたしましては、当課では土地行政、都市計画を担当しておりますが、現在、市町村の協力を得て、都市計画マスタープランの見直し作業を進めているところでございますが、線引きの検討もあわせてやっているところでございます。

これに合わせて、上位計画である土地利用基本計画も修正していかなければならないので、マスタープラン見直しの進捗に合わせて、来年度は3回程度の審議会の開催を予定しておりますので、ご協力をお願いします。

また、前回議論いただいた国土利用計画の県計画につきましては、議会で議決され、県として決定したあかつきには、土地利用基本計画の計画書をこの計画に合わせて修正して

いきたいと思っておりますのでご協力お願いします。

今後とも何かとご助言、ご指導賜りますようお願い申し上げます。

【矢島委員】

土地利用基本計画（第3次）は、いつ作成されたのか。今度見直すのか。

【都市政策課長】

10年ほど前の国土利用計画の県計画を基本として作っているの、新しい県計画が出るとそれに合わせて作り直します。

【矢島委員】

現計画で、気になるところを言うので、参考にしてほしい。

首都機能移転は県は既に力を入れてやっていない、東濃研究学園都市もうやっていないので、次期計画から削除を。

【都市建築部長】

再度、全体的な流れを説明させていただくと、12月にご議論いただいた国土利用計画につきましては、今回の議会をとおし、正式なものとして確定すると、こちらを上位計画とする土地利用基本計画の計画書を来年度改定という作業となります。この作業の過程で、またご議論いただくこととなります。

【箕浦委員】

審議会の取り組みについては、異存があるわけではないが、私どもの会の会員の中でも県下の自治体の都計審やまちづくりの委員として出させていただいている中で、計画の評価をとらえることにより、住民の目線での課題がわかるといわれている。

利用計画を基に自治体を実施していく中で住民はどう評価しているか。そういったものを集約して計画が妥当かどうか点検しながら次の利用計画に視点を持っていくことが大事なのではないか。審議会のあり方の中で、評価をどうとらえるかについて取り組んでいく努力が必要だと思う。

【都市政策課長】



委員ご指摘のように、計画を作りっぱなしではなく、次に計画をつくるうえでは、フォローアップして評価し、次につなげることが重要なことと考えております。

先ほど矢島委員からもご指摘があったように修正すべきところはあると思いますので、そういったものを見据えながら来年度の改定作業を進めていきたいと存じます。

**【大野会長】**

土地利用基本計画書は来年度に国土利用計画の改定に伴い、改正していくということで、またご審議をお願いしたいと思います。

以上で終了いたします。